

筆界特定の申請がされた旨の公告

下記のとおり、筆界特定の申請がされたので、不動産登記法第133条第1項の規定により、公告する。

令和8年4月30日

大津地方法務局 筆界特定登記官

記

手続番号 令和8年第5号

対象土地 滋賀県東近江市五個荘三俣町字石名堂173番2

滋賀県東近江市五個荘三俣町字石名堂173番1

手続番号 令和8年第6号

対象土地 滋賀県東近江市五個荘三俣町字石名堂173番2

滋賀県東近江市五個荘三俣町字石名堂173番2先水路、里道